

公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業に係る農用地等の借受希望者募集要領

第1 趣 旨

この要領は、公益社団法人新潟県農林公社(以下「公社」という。)が、農地中間管理権を取得した農用地等について、借受けを希望する者(以下「借受け希望者」という。)の募集に関する必要な事項を定める。

第2 借受けの対象となる農用地等の区域

借受けの対象となる農用地等の区域は、別に定める。

第3 募集の方法

借受け希望者の募集は、次の方法により行うものとする。

- (1) 公社のホームページへの掲載
- (2) その他適切と思われる方法

第4 募集の時期

借受け希望者の募集は、通年で行うものとする。

第5 応募の条件

借受け希望者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 公社から借り受ける農用地等について、その全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者であること。
- (2) 当該農用地等を原則として5年以上借り受けて、農業生産活動を行うことができる者であること。
- (3) 第10に定める募集結果の公表について、同意した者であること。

第6 応募方法

- 1 借受け希望者は、農用地等借受申出書(参考様式第1号、以下「借受申出書」という。)に必要な事項を記入の上、公社の募集業務に協力することを受諾した市町村等受託者を通じて提出するものとする。なお、借受け希望者が、単一の市町村でなく複数の市町村の募集区域を希望するときは、それぞれの市町村等受託者へ提出するものとする。
- 2 市町村等受託者は、1ヶ月分を取りまとめ、翌月の1日から10日までに、借受申出書及び応募者リスト(様式第2号)を公社に提出するものとする。

第7 申出書の有効期限

借受申出書の有効期限は、第10に定める募集結果の公表がなされた日(以下「公表された日」という。)から1年間とする。ただし、借受申出書に自動更新を希望することを明記した場合は、適用期間を自動更新するものとする。

第8 申出の取下

借受け希望者の募集に応募した者が、第6に定める借受申出書を提出した後、これを取り下げようとする場合は、取下申出書(様式第3号)により、借受申出書を提出した市町村等受託者を通じて公社に提出するものとする。

第9 申出書の変更

有効期限内の借受申出書に変更が生じた場合は、農用地等借受申出書(変更)(参考様式第1号の2)を、借受申出書を提出した市町村等受託者を通じて公社に提出するものとする。

第10 募集結果の公表

公社は、応募者の氏名又は名称、区域内外の農業者の別、希望する農用地等の種別・面積、作物の種別等について整理し、これをインターネットその他適切な方法により公表するものとする。また、取下申出書の提出があった場合は、速やかに応募者リスト(様式第2号)から除外するものとする。

第 11 農用地等の利用状況の報告

農用地等の借受者は、公社から農用地等の利用状況の報告書(参考様式第 2 号)の提出を求められた場合は、市町村を通じて当該報告書を公社に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。